

役場からの  
インフォメーション

労働力調査にご協力ください

問 まちづくり課  
☎ 932-1153(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線342、344)

総務省統計局と福岡県で、労働力調査を実施します。調査対象に選ばれた世帯に調査員が訪問した際は、調査へのご協力をお願いします。

- ▶ **労働力調査とは**  
国の失業率や雇用の実態を明らかにする重要な統計調査で、政府や都道府県の雇用・失業対策に不可欠な資料として活用されています。
- ▶ **対象地域** 新原区の一部
- ▶ **調査期間** 令和4年12月～令和5年4月

問 福岡県企画・地域振興部 調査統計課  
☎ 651-1111

ご自身の年金記録を確認しませんか？

問 住民課  
☎ 932-1467(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線116)

「ねんきんネット」は、いつでもどこでもパソコンやスマートフォンで最新の年金加入記録を確認できます。

年金記録だけでなく、将来受け取る年金の見込額、支払い状況などが確認できるので便利です。お申し込みは日本年金機構のホームページや、スマートフォンからでもできます。

- ▶ **日本年金機構ホームページ:**  
[http://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](http://www.nenkin.go.jp/n_net/)



スマートフォン  
の人はこちら

問 東福岡年金事務所 ☎ 651-7967

TAX 町税の納付忘れにご注意ください

問 税務課  
☎ 932-1495(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線133・139)

12月26日(月)に納付期限をむかえる町税があります。

町税の納付書の裏面に記載している納付場所(須恵町役場、金融機関、コンビニエンスストアなど)や、キャッシュレス決済(PayPay、LINE Payなど)で納付が可能です。

また、振替口座のご登録がある人は、納付期限当日に登録されている口座から、該当町税の金額分を引き落とししますので、預金残高にご注意をお願いします。

- ▶ **対象の税目** 国民健康保険税 7期

TAX ファイナンシャルプランナーによる納税相談を実施します

問 税務課  
☎ 932-1495(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線132)

税務課では、さまざまな金銭的問題により支出が収入を上回ってしまい、「町税を納めたいけれど納められない」という人を対象に、2か月に1回、ファイナンシャルプランナー(FP)による納税相談(無料)を実施しています。

FPという生活設計のプロに相談し、家計に関する問題(収入不足、ローン返済、借金問題など)の解決策と一緒に考えてみませんか？

相談には、町職員も同席し、秘密は守られますのでご安心ください。

- ▶ **相談日** 令和5年1月18日(水)
- ▶ **時間** 9時～19時(お一人1回につき1時間)
- ▶ **会場** 須恵町役場 2階 上下水道課横会議室
- ▶ **ご用意いただくもの**  
収入がわかるもの  
(給与明細や確定申告書の写しなど)  
支出がわかるもの  
(家賃、水道光熱費、各種保険料、借入金の返済明細書など)
- ▶ **予約方法** 事前申し込みが必要なため、相談希望の人は、上記問い合わせ先までご連絡ください。

小・中学校の指定学校変更申請について

須恵町では、住民登録をしている住所(行政区)により、就学する小中学校を指定しています。しかし、特別な理由などで変更を希望する場合は、申請により学校を変更することができます。

変更を希望する人は、必ず期間内に申請を行なってください。なお、申請されても変更が認められない場合もありますので、ご了承ください。

申請結果は、令和5年2月中旬までにご自宅に郵送で通知します。  
※令和5年度に新小学1年生・新中学1年生を迎える保護者宛てに、12月下旬ごろ送付する入学通知書に指定学校変更申請書などの書類を同封しています。受付期間内に手元に届かない場合はご連絡ください。

● 受付期間

令和5年1月4日(水)～18日(水)  
8時30分～17時15分  
(土日祝日を除く)  
※令和5年1月18日(水)は夜間役場のため20時まで受け付け

● 申請場所

役場2階  
学校教育課窓口



新入学準備金(就学援助)申請受付について

就学援助は、経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費、給食費、新入学用品費、修学旅行費などの一部を援助する制度です。

対象者は、就学援助認定基準により経済的に困難と認められる人です。令和5年度に新小学1年生・新中学1年生となる児童生徒がいるご家庭へ、就学援助の一部である新入学用品費のみ先行して令和5年3月に支給を行います。希望する保護者は、期間内に申請してください。

● 対象者

- ◆ 申請期間内に「令和5年度新入学準備金受給申請書」を提出した人
- ◆ 申請期間に須恵町内に住民登録がある人で、令和5年度に須恵町立小中学校に入学する児童生徒の保護者
- ◆ 就学援助認定基準により経済的に困難と認められる人  
※生活保護を受給している世帯は、対象になりません。

● 申請期間

令和5年2月1日(水)から2月15日(水)まで  
8時30分～17時15分まで(土日祝日を除く)  
\* 令和5年2月15日(水)は夜間役場のため20時まで受け付け  
\* 申請期間を過ぎた場合は、対象となりません。

● 申請場所

役場2階 学校教育課窓口

● 申請に必要なもの

校納金口座振替を希望する口座の通帳  
(西日本シティ銀行、粕屋農協のみ)

● 提出書類

令和5年度新入学準備金受給申請書  
(役場2階学校教育課窓口へ備え付け)  
\* 令和4年1月2日以降、須恵町に転入した世帯は、18歳以上の世帯全員の令和4年度所得証明書が必要です。  
次の書類をお持ちの人は、各書類の提出が必要です。

- 児童扶養手当の証書(写し)
- 遺族年金・障害年金の受給金額がわかる書類(写し)

注意事項

◆ 今回の新入学準備金受給申請について認定を受けた場合

- 今回はあくまでも「新入学準備金のみ」の申請です。学用品費、給食費などの援助が必要な人は、「令和5年度就学援助制度」の申請(6月予定)が改めて必要です。
- 6月に予定している「令和5年度就学援助制度」を申請し、認定された場合の援助額は、令和5年3月に支給する新入学用品費を除いた金額です。
- 認定通知後に他市町村へ転出された場合、「新入学用品費」を返金していただく必要があります。

◆ 今回の新入学準備金受給申請について、期間内の提出漏れや審査の結果、却下となった場合

- 6月に予定している「令和5年度就学援助制度」を申請し、認定された場合は、「新入学用品費」は、令和5年8月に支給します。

※「新入学準備金」の審査は「令和4年度就学援助制度」の審査基準で行いますが、「令和5年度就学援助制度」の審査は「令和5年度就学援助制度」の審査基準で行いますので、審査結果が変わる場合があります。  
※審査には所得の情報が必要です。未申告の場合は審査ができませんので、必ず申請前に申告してください。(申告については、税務課にお問い合わせください。)

問 学校教育課 ☎ 687-1594(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線241)